

新たな審議会及び部会の設置について

1 審議事項

今年度第1回及び第2回の審議会では、委員の皆様から、新たな審議会及び部会（以下「新審議会等」という。）の設置等について御意見をいただいたところですが、この度の審議会では、新審議会等の設置に係る具体的な事務局案について、皆様の御意見を改めて伺うものです。

<参考>

「北海道こども施策審議会条例案」

- ・北海道におけるこども施策の推進を図るための知事の附属機関として、北海道こども施策審議会を設置することとするため、この条例を制定しようとするもの。

※現在開会中の令和6年第1回北海道議会において審議中

2 審議会等の設置案

「資料2-2 こども施策に係る新たな審議会等の設置について」のとおり。

3 審議会での意見の取りまとめ

川田会長に一任とさせていただきます。

4 今後のスケジュール

| | |
|-------|------------------|
| 3月22日 | 御意見提出の期限 |
| 3月下旬 | 審議会での意見の取りまとめ |
| 4月1日 | 北海道こども施策審議会設置 |
| 5月中旬頃 | 第1回北海道こども施策審議会開催 |
| 6月以降 | 各部会開催 |

5 任命手続等

- 現在の審議会委員の任期は3月31日までとなり、新たな審議会の任命手続につきましては、改めて、所属先等に推薦依頼させていただきますのでご承知お祈りします。
※御本人に直接就任を依頼している委員におかれましては、直接御連絡させていただきます。
- また、新たな部会の設置に伴い、部会長は会長が指名することとされていることから、新たな部会の部会長を務めていただく方には、新たな審議会の委員となつていただく必要があります。
- このため、現在の審議会の一部の委員におかれましては、特別委員のお立場で引き続き、新審議会等に参画いただきたいと考えております。